

【別表 2】

「合理的配慮」の提供として考えられる事項

檜山教育局管内特別支援連携協議会

- (1) 障がいのある幼児、児童、生徒等に対する教育を小・中学校等で行う場合には、「合理的配慮」として以下のことが考えられる。
- (ア) 教員、支援員等の確保
 - (イ) 施設・設備の整備
 - (ウ) 個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮
- (2) 障がいのある児童生徒等に対する教育を小・中学校等で行う場合の「合理的配慮」は、特別支援学校等で行われているものを参考とすると、具体的には次のようなものが考えられる。

「合理的配慮」の例

1. 共通

- バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設整備
- 障がいの状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保
- 障がいの状態に応じた専門性を有する教員等の配置
- 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置
- 障がいの状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保
- 点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保
- 一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT 機器等の利用）
- 障がいの状態に応じた教科における配慮（例えば、視覚障がいの図工・美術、聴覚障がいの音楽、肢体不自由の体育等）

2. 視覚障がい

- 教室での拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整（弱視）
- 音声信号、点字ブロック等の安全設備の敷設（学校内・通学路とも）
- 障がい物を取り除いた安全な環境の整備（例えば、廊下に物を置かないなど）
- 教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保

3. 聴覚障がい

- FM 式補聴器などの補聴環境の整備
- 教材用ビデオ等への字幕挿入

4. 知的障がい

- 生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保
- 漢字の読みなどに対する補完的な対応

5. 肢体不自由

- 医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保
- 医療的支援体制（医療機関との連携、指導医、看護師の配置等）の整備
- 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
- 障がいの状態に応じた給食の提供

6. 病弱・身体虚弱

- 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
- 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
- 入院、定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内容の補完
- 学校で医療的ケアを必要とする子どものための看護師の配置
- 障がいの状態に応じた給食の提供

7. 言語障がい

- スピーチについての配慮（構音障がい等により発音が不明瞭な場合）

8. 情緒障がい

- 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
- 対人関係の状態に対する配慮（選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合など）

9. LD、ADHD、自閉症等の発達障がい

- 個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保
- クールダウンするための小部屋等の確保
- 口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報揭示